

黒部市 発表
令和6年2月21日（水）

報道関係者 各位

【照会先】

黒部市健康増進課

健康増進課長 福澤 祐子

健康増進課係長 折田 愛子

電話 0765(54)2411

黒部市自殺対策推進計画中間評価（案）に関するパブリックコメントの実施

1 黒部市自殺対策推進計画中間評価策定の経過

自殺対策基本法第13条第2項の規定により、自殺を個人の問題から社会の問題と捉え、社会的かつ総合的な自殺対策の取組を推進するために市町村が策定するものです。

平成31年3月に策定した、「黒部市自殺対策推進計画」のこれまでの取組の達成度を把握し、今後の取組に反映するため中間評価を行います。

本計画において、「誰もが追い込まれることのない黒部市の実現」を基本理念とし、自殺対策施策を推進するため、市民の皆さんのご意見をお聞きするためのパブリックコメントを実施します。

2 パブリックコメントの対象とする政策の名称

黒部市自殺対策推進計画中間評価（令和6年度～令和8年度）（案）

3 公表に関する事項

（1）公表日 令和6年2月13日（火）

（2）公表の方法

- ① 黒部市ホームページに掲載
- ② 指定場所での閲覧

黒部市役所健康増進課、宇奈月市民サービスセンター、あおーよ図書館、宇奈月図書館、生涯学習文化スクエア「ぷらっと」、各地区公民館

4 パブリックコメントの周知方法

市広報、LINE、facebook

5 意見等の提出に関する事項

（1）意見募集期間

- ① 開始日時 令和6年2月13日（火）8時30分
- ② 終了日時 令和6年3月13日（水）17時15分

（2）意見提出の要件

市内に住んでいる方、市内の会社・事業所等に勤務する方、本市に対して納税義務のある方及び今回の計画に利害関係のある方

(3) 意見提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、電子メール及びLoGo フォーム

6 結果の公表

意見等に対する市の考え方、政策案の修正等は、政策案の公表の例により公表します。

7 今後のスケジュール

- ・ 提出意見等の検討及び政策の修正案作成期間

令和6年2月13日～令和6年3月13日

- ・ 政策の策定日 令和6年3月29日頃